



平成30年度 教育委員会 第16回定例会 議案

1 日 時 平成31年1月9日（水）午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 議 事

<非>第35号議案 平成30年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰者の決定 ……非

4 閉 会

静岡県教育委員会

別添資料

第16回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	監査結果に対する措置状況の報告	1
配付 報告	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正	6

報告事項 1

(件名)

平成 31 年 1 月 9 日

監査結果に対する措置状況の報告

(財務課)

1 平成 30 年度第 2 回の監査結果における指摘、注意、意見に対する措置状況

平成 30 年度第 2 回の監査結果（平成 30 年 9 月 27 日付通知）における指摘（1 件）、注意（1 件）、意見（2 件）に対する各所属の措置状況について、12 月 27 日監査委員へ報告した。

<指摘>

対象機関	件名	詳細
浜松湖南高等学校	通勤途上における交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生	別紙 1

<注意>

対象機関	件名	詳細
沼津工業高等学校	交通加害事故の発生	別紙 2

<意見>

対象機関	件名	詳細
高校教育課	「技芸を磨く実学」の奨励	別紙 3
高校教育課	「大学入学共通テスト」実施に向けた取組	別紙 4

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松湖南高等学校	平成30年9月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 通勤途上における交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生	
3 内容 平成30年3月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。	
【措置の内容】	
<p>今回の交通違反（著しい速度超過）は、帰宅途中に発生しましたが、予定通りに学校を出ることができず、急いでいたために発生した違反であり、ゆとりのある行動をしていれば防ぐことのできたものです。また、交通加害事故については、いずれも本人の不注意により発生したもので、これらについても本人が十分に注意をしていれば防ぐことのできたものです。</p> <p>交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、その後、本人に対して、所属長より交通安全について指導を行いました。</p> <p>交通違反に対しては、不祥事根絶取組計画に基づき、平成29年度は年間3回、職員会議において交通安全に関する研修会を行いました。平成30年度も年間3回計画し、4月、7月の2回実施しました。また、朝の職員打合せや、長期休業前の職員会議等において、随時、県教育委員会が発行しているコンプライアンス通信「信頼にこたえる」や、「教職員交通安全ニュース」を活用し、交通安全に関する呼びかけを行っています。</p> <p>また、交通安全については、平成29年度から導入された事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を活用しています。本校では、職員で声を掛け合い積極的に活用し、今年度は、4月から8月においては100%の実施ということで、全職員が活用しました。9月以降においても、100%に近い活用率となっています。</p> <p>今後も、定期的な研修の実施、交通事故防止に関する資料を活用した注意喚起等により、交通安全意識の向上に努めています。時間にゆとりを持った通勤、出張について、職員間で声を掛け合い、交通違反、交通事故の防止について徹底していきます。</p> <p>また、交通安全標語の掲示や、無事故メーターの設置等、他所属における取組みも参考にし、本校でも取り入れていきます。</p>	

(別紙2)

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津工業高等学校	平成30年9月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意 2 件名 交通加害事故の発生 3 内容 平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。	
【措置の内容】	
<p>本件に関する交通加害事故は、いずれも本人の安全確認が不十分であることに起因したものです。</p> <p>交通事故が起こった際には、その都度校長から該当職員に対して注意し、併せて職員会議等において全職員への注意喚起を図っています。</p> <p>交通事故を起こさないよう安全運転に対する教職員の意識高揚を図るため、以下のようないくつかの対策を講じています。</p> <ol style="list-style-type: none">1 職員会議や朝の打合せ等において、県教育委員会からの通知等を紹介し、注意喚起を行っています。2 毎月、事故削減プログラム「e - ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の100%受講を呼びかけています。3 平成29年11月28日、交通事故保険を扱う企業の方を講師として、交通事故削減研修を行いました。4 職員室内に「交通事故 交通違反 ゼロ」の掲示を掲げ、意識高揚を図りました。5 平成30年12月19日、外部の方を講師に迎え「違反・事故を起こさないための講座」というテーマで交通事故削減研修を実施しました。6 無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。 <p>今後も一層の交通安全意識の向上と綱紀の厳正保持を図り、交通事故・交通違反の防止に努めて行きます。</p>	

(別紙3)

監査対象機関	監査結果報告年月日
高校教育課	平成30年9月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 意見	
2 件名	「技芸を磨く実学」の奨励
3 内容	<p>平成30年3月策定の「静岡県教育振興基本計画」は、一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツ等の様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を奨励しています。</p> <p>県教育委員会では、実学系高校などに学ぶ高校生の学習成果発表「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」の実施などにより、県民が農業・工業・商業・福祉、芸術などの実学に触れる機会を設け、実学系高校に対する理解促進を図るとともに、実学の魅力をアピールしています。</p> <p>今後は、実践的な学問としての実学の奨励やスポーツ科、演劇科等新しい専門学科の研究などにより、引き続き、「技芸を磨く実学」の推進に努めるとともに、一人一人の能力や意欲等に応じた多様な教育を開拓することで、郷土に誇りを持ち、将来的に地域産業の発展に貢献できる人材の育成に努めてください。</p>
【措置の内容】	
平成30年11月10日（土）に沼津プラザヴェルデ多目的ホールにおいて「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」を開催しました。本年度は、神奈川工科大学と静岡県工業高等学校長会が主催する展示イベント「科学と技術のひろば」と同時開催し、ものづくりや科学実験などの体験コーナーを設けることで、県民が実学や科学を実感する場としました。	
今後は「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」における地域企業等の出展など内容の充実を図ってまいります。また、観光科などの新しい専門学科研究においては、本年度内に先進校の視察を行います。	

(別紙4)

監査対象機関	監査結果報告年月日
高校教育課	平成30年9月27日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 「大学入学共通テスト」実施に向けた取組
- 3 内容 2022年度から学年進行で実施される「新学習指導要領」は、主体的に学習に取り組む態度の育成を重視した確かな学力の向上を目指していますが、2020年度から大学入試センター試験に代わり、現在の高校一年生を対象に実施される「大学入学共通テスト」も、知識・理解に加えて、思考力・判断力・表現力をこれまで以上に重視する制度へと改革されます。
- 県教育委員会では、生徒の学力向上と教員の指導力向上を目的として今年度から、進学重点・学力向上・学力進展・英語教育の4つのカテゴリーで計39校をコアスクールに指定し、各高校の特色、生徒の実態等に応じた確かな学力の向上策の充実を図っています。
- 今後は、各コアスクールの取組成果を検証するとともに、他の県立高校への周知・普及等を着実に行うことで、県立高校における高大接続改革への対応の支援に努めてください。

【措置の内容】

全てのコアスクール指定校が参加する情報交換会を平成30年7月及び平成31年2月に実施し、あらためて事業の趣旨を説明するとともに、情報交換による相乗効果を図ります。また、各コアスクールの取組を取りまとめたリーフレットを平成30年度中に作成し、全県立高校に配布して、コアスクール以外の学校への普及を図ります。なお、総合教育会議、実践委員会、教育委員会定例会、校長協会等からの意見を踏まえ、各コアスクールの取組の充実を図ります。

<各コアスクールの取組>

進学重点 コアスクール	実施校：韮山、沼津東、富士、清水東、静岡、静岡東、藤枝東 掛川西、磐田南、浜松北、浜松西 ○静岡大学、県立大学、常葉大学における専門教養講座の受講 ○医療系学部進学に対応した特別講座、大学教授等による高度で専門的な講義など
学力向上 コアスクール	実施校：下田、三島南、富士東、清水南、静岡城北、焼津中央 藤枝西、島田、榛原、浜松南、浜北西 ○志摩地区合同補講の実施（予備校講師の活用） ○地元自治体、企業、市民等との連携による地域の課題把握と改善方法の提案など
学力進展 コアスクール	実施校：熱海、裾野、沼津城北、静岡西、藤枝北、島田工業 金谷、袋井商業、浜松湖東、浜松湖北、湖西 ○インターネットを用いた課題解説動画の配信、学習科学の専門家との連携による授業実践 ○フルーツパークの一日運営、生徒を講師とした地域開放講座 ○地元商店街へのアンテナショップ開設に向けた授業実践など
英語教育 コアスクール	実施校：三島北、吉原、富士宮西、掛川西、浜松北、浜松湖南 ○イギリッシュキャンプ（英語漬けの2日間） ○専門家等と連携した「英語でやりとりする力」を伸長する学習プログラムの開発・実践など

配布報告

平成31年1月9日

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正

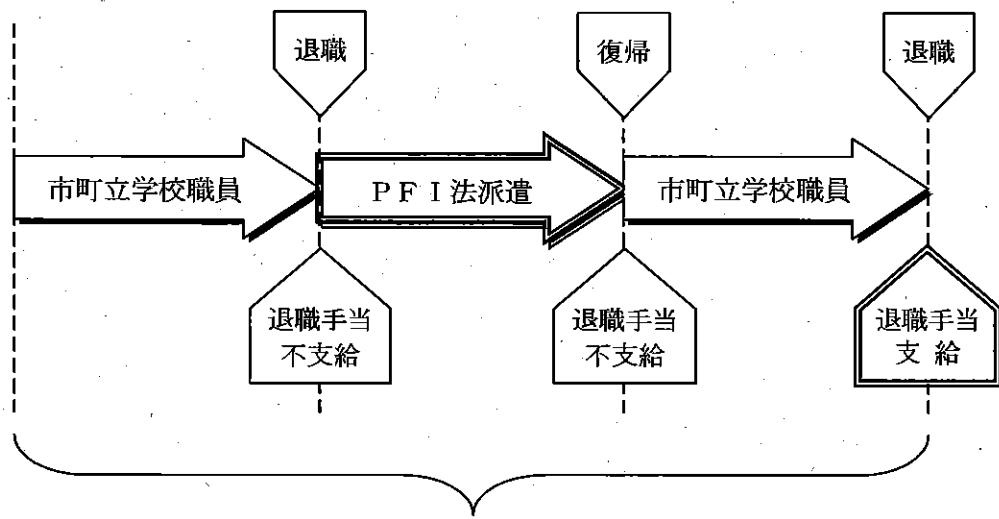
(教育総務課)

教育長専決により、静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則を別紙のとおり改正した。

◎ 趣旨

- 県議会12月定例会において、静岡県職員の公益的法人等の派遣等に関する条例が改正され、新たにPFI法に基づく民間派遣が可能となったところ。
(富士山静岡空港において、平成31年4月から、PFI法に基づく公共施設等運営権制度の導入が予定されている。)
- 今般の規則改正は、PFI法に基づく派遣期間を退職手当の対象となる在職期間として取り扱う上で、所要の改正を行ったもの。
- なお、市町立学校職員以外の職員の退職手当については、人事委員会規則での取扱いが定められていることから、今般の教育委員会規則の改正は、市町立学校職員についても同様の取扱いとするため、人事委員会規則の改正と連動させて行ったもの。(施行日も人事委員会規則と同日の平成30年12月27日)

◎ イメージ



退職手当の在職期間は派遣期間も通算

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀

静岡県教育委員会規則第13号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基礎在職期間)	(基礎在職期間)
第2条の2 職員退職手当条例第5条の2第2項第21号に規定する教育委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。	第2条の2 職員退職手当条例第5条の2第2項第21号に規定する教育委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号）第18条に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役職員としての在職期間	(8) 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号）第18条に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役職員としての在職期間 <u>（同条例第20条において準用する場合を含む。）</u>
(9) (略)	(9) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。